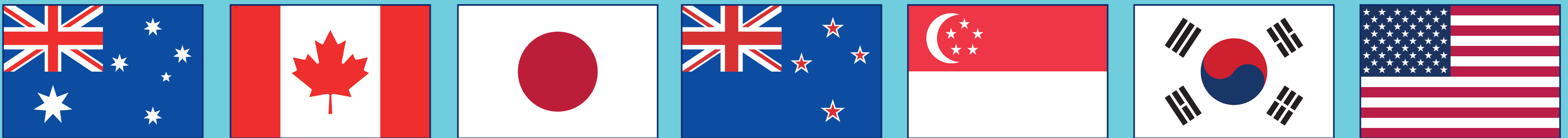




Border Force



短期留学または特定の種類の就労のために英国に入国しますか？



オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、シンガポール、韓国、または米国の国民であり、下記に該当する場合

- 短期留学生（最大6ヶ月間）
- Tier 5 Sporting and Arts Certificate of Sponsorship所持
- Permitted Paid Engagement目的
- 英国で合流して永住することを希望するEEA国籍者の家族

入国目的の活動を行うためには
旅券に証印を受ける必要がありますので、
入国審査場に到着したら審査官までお問
い合わせください。